

## ＩＣカード特約

### 1.（特約の適用範囲）

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

### 2.（ＩＣカードの利用）

- (1) ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
  - ① 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
  - ② 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ その他当金庫所定の取引をする場合

(2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、ＩＣカードは、ＩＣカード対応預金機、ＩＣカード対応支払機およびＩＣカード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。

### 3.（ＩＣカードの有効期限）

- (1) ＩＣカードの有効期限は、ＩＣカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) ＩＣカードの有効期限経過後は、ＩＣカードの利用はできません。
- (3) ＩＣカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいＩＣカードを事前に送付します。有効期限が到来したＩＣカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてＩＣチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

### 4.（ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い）

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 5.（ＩＣカード以外のカードへの変更）

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口申し出て下さい。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

### 6.（特約の変更）

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この特約を変更できるものとします。

以上